

ふれあひ

かみのやま 社協だより

No.79 平成21年5月15日 発行



訪問介護

～社協の在宅福祉サービス～
**在宅でその人らしく
暮らしていくこと
のお手伝いをしています**



訪問入浴介護



通所介護で健康体操（デイサービスはやま）



居宅介護支援

**真心のこもった
社協の在宅福祉サービスを
ご利用下さい**



通所介護



社会福祉法人 上山市社会福祉協議会

〒999-3144 上山市石崎一丁目7番68号 ☎695-5095

e-mail : ka-syakyo@ic-net.or.jp



この広報紙は、赤い羽根共同募金の配分で発行しています

平成21年度

“社協”の主な事業と予算



市民が共に支えあう福祉のまちをめざして

少子高齢社会が進行する中、世界規模で深刻な経済の混乱が生じ、市民生活にも影響が出てきております。福祉の分野においては、子育て支援や高齢者へのきめ細かな対応とともに、離職等によって生活が困窮している方々の緊急的な支援といった需要も増えてきている状況にあります。

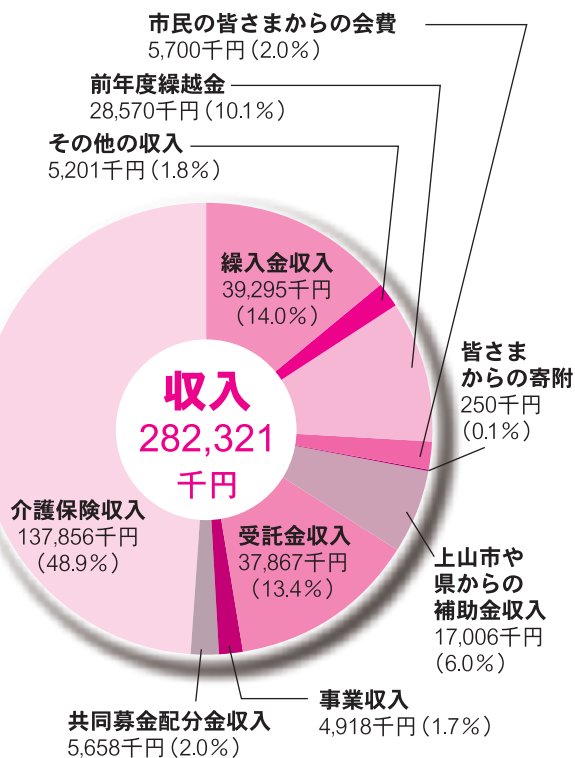
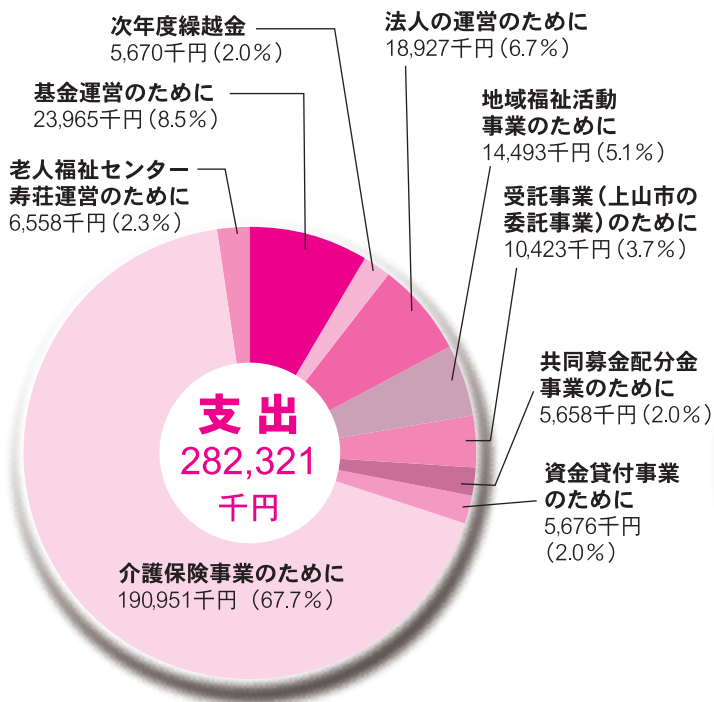
このような情勢を踏まえ、社会福祉協議会は、市民主体の地域福祉活動の中核となつて、それぞれの地域の課題を掘り起こし、市民が共に支えあう福祉のまちづくり事業を充実するとともに、公的な施策を補完するきめ細かな福祉事業を推進することが重要と考えております。

平成21年度においては、それぞれの地域福祉活動の支援をさらに強化し、また、高齢者が住みなれた地域で、生きがいをもって、尊厳ある生活が維持できるよう、ふれあい・いきいきサロン活動の育成支援の充実や地域ケアネットワークの構築に取り組んでまいります。

また、高齢者の在宅生活を支える介護保険事業についても、市民の信頼に応えるべく、サービスの質の向上に努め、さらに、行政と連携し、地域包括支援センターを中心に高齢者の総合的な支援を図ってまいりますので、市民の皆様のご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

上山市社会福祉協議会 会長 横戸 長兵衛

平成21年度予算 収支予算額 282,321,000円(前年度対比で24.8%増)



社会福祉協議会の事業財源は、市民の皆さまから加入いただいている会員会費と赤い羽根共同募金の配分金が自主事業の主なものとなっていますが、このほか、行政からの事業委託金や介護保険事業（在宅福祉サービス）の収入を財源としています。

特に、介護保険事業収入が大きな割合を占めていますが、この収入は、在宅福祉の充実のほか、地域福祉事業の推進や社協の運営にも欠かせない財源となっています。

〈介護保険事業からの財源の配分〉

地域福祉事業のために **7,746千円**

社協の運営経費として **3,689千円**

平成21年度は、合計**11,435千円**を繰出しします。

平成21年度 重点目標

地域福祉計画に定めた4つの基本目標を基に、市民の皆さんの参画を得て、地域に根ざした福祉活動を一層推進していきます。

1. 住民主体の地域福祉のまちづくり

地域の福祉課題を掘り起こし、地域に即した創意と工夫により、住民主体の福祉のまちづくりを推進します。

主な事業 ① 人と人が支えあう地域福祉ネットワークづくり

- ・地区福祉連絡会の設置（福祉協力員の設置、見守り活動の推進など） ・ふれあい・いきいきサロンづくりの促進
- ・ふれあい福祉活動応援事業（市民主体の福祉活動に活動資金を助成）

② 市民への生活福祉サービスの充実

- ・ふれあい相談所の運営（定例相談：毎週木曜日9:00～15:00）（無料法律相談：毎月第1木曜日13:00～16:00）
- ・福祉サービス利用援助事業（判断能力が十分でない高齢者等の金銭管理の援助など）

2. 安心して生活できる福祉の体制づくり

高齢者が住みなれた地域で尊厳ある自立した生活が維持できるよう、介護保険サービスを充実するとともに、誰もが安心して生活できる福祉の体制づくりを推進します。

主な事業 ① 健康・生きがいの提供と充実

- ・温泉デイサービス事業（市内旅館が会場）年間50回 ・お元気温泉デイサービス事業（老人福祉センター寿荘が会場）年間30回
- ・ふれあい食事サービス事業（月2回、ボランティアが配達）

② 在宅福祉サービスの提供と充実

介護保険サービス事業

- ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・居宅介護支援 ・通所介護（デイサービスはやま）

上山市地域包括支援センターの運営強化

- ・介護予防事業 ・高齢者の総合相談 ・地域ケアネットワーク

3. 誰もが参加しやすい、福祉の環境づくり

ともに助け合い、支えあう社会を築くため、多様な市民の福祉活動やボランティア活動を育成・支援し、また、学校教育における福祉教育や体験学習を推進します。

主な事業 ① ボランティアセンターの機能充実とボランティア活動の推進

- ・ボランティア相談、ボランティア団体の育成、支援 ・ボランティアフェスティバルの開催
- ・除雪ボランティア体制の整備

② 福祉教育の啓発と福祉意識の高揚

- ・高校生介護等体験事業（学校や福祉施設等で年間6回開催） ・学童・生徒ボランティア1日交流会の開催

③ 福祉広報活動の充実と強化

- ・広報紙の発行…社協だより「ふれあい」(年間3回) ボランティア広報紙「ときめき」(年間2回)
- ・ホームページの開設

4. 地域福祉推進のための基盤づくり

住民主体の地域福祉活動を推進する中核的機能を充実するため、社協の役割を広く市民に啓発し、組織体制と経営基盤の強化を図ります。

主な事業 ① 関係機関・団体と連携・協働した地域福祉活動

- ・関係機関、団体との連携

② 社会福祉協議会を運営するための自主財源の確保

- ・社協会費（一般・賛助）の啓発 ・寄附の啓発（社会福祉基金、ふれあい福祉活動応援事業、善意銀行）
- ・赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金運動の拡充

③ 経営改革と組織体制の強化

- ・社協役職員研修会の開催（先進地視察研修会）

④ 上山市地域福祉活動計画の評価

- ・実施状況の点検

平成21年度の主な取組み

「共育」・「協働」の福祉のまちづくり活動を応援します

● ふれあい福祉活動応援事業（新規）

- ・ 市民の自主的な福祉活動の活性化を図り、「共育」・「協働」の福祉のまちづくりを推進するため、ボランティア等の福祉活動団体、地区、企業、その他の団体が行う社会福祉活動や先導的な社会福祉事業に対し助成金を交付します。
- ・ 対象となる団体は、活動の拠点が上山市内にあって、上山市民を対象に継続的事業を行う福祉活動団体等です。
- ・ 助成の対象となる事業
 - (1) 地域福祉又は在宅福祉の普及向上に関する事業
 - (2) 高齢者の生活支援、健康づくり又は生きがいづくりに関する事業
 - (3) 障がい者の自立支援及び社会参加の促進に関する事業
 - (4) 子育ての支援に関する事業
 - (5) ボランティア活動の活性化に関する事業等
- ・ 助成率は、助成基準額の3分の2以内とし、1団体10万円を上限とします。
- ・ 助成金の対象期間は1年です。ただし、当該助成対象事業を定着、発展させるため必要と認められるときは、3年を限度に助成します。

ボランティア活動の啓発と普及を図ります

● ボランティアフェスティバルの開催【仮称】（新規）

- ・ ボランティア活動に気軽にだれもが参加できる体験やイベントを開催します。
- ・ 講演会、ボランティア紹介コーナー、展示コーナー、発表コーナー等を設け、市民の方々が楽しみながらボランティア活動について理解と関心が高まるようなイベントを企画します。
- ・ 11月に開催予定

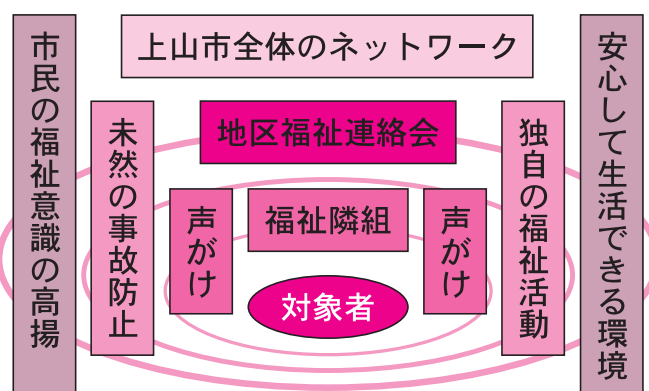
みんなで築く福祉のまちづくりを推進します

● 地区福祉連絡会の設置

- ・ 地域に根ざした独自の地域福祉活動等を推進するため、市内全地区（100地区）に設置し、小地域での福祉活動を展開します。

例）福祉隣組・福祉協力員の設置
緊急連絡体制の強化
見守り活動の推進
友愛激励訪問
健康教室
世代間交流
福祉講演会等

上山市における福祉ネットワーク構想図



これからの福祉社会へのかかわりを学びます

● 中・高校生介護等体験事業（子どもゆめ基金助成金活用）

- ・ 中学生・高校生を対象として、地域や社会福祉施設等で、高齢者や障がいを持つ方と介護の機会をとおり、今後の介護問題等、福祉社会へのかかわりについて学びます。
 - ・ 講座形式で6回実施（高校生）
 - ・ 体験形式で2回実施（中学生）

ふれあい・いきいきサロンの充実と推進を図ります

● 地域で気軽に集える憩いの場づくり

- ・ご近所の友人達と、気軽に地区の公民館へ集まって、楽しい時間を過ごす…それが「ふれあい・いきいきサロン」です。上山市では現在、13ヶ所（モデル事業申請地区）で実施されていますが、それぞれ地域の実情や特性に合わせ、対象者や運営方法、内容が異なります。
- ・サロンでは、お茶飲み会・体操、レクリエーション、会食などをしながら、「楽しい」「参加しやすい」「仲間づくり」の活動が行われており、健康管理のため保健師や看護師などが健康チェックに訪れたりもしています。みなさんの地域でも、「ふれあい・いきいきサロン」を始めてみませんか？



仙石地区

● ふれあい・いきいきサロン活動を助成します（共同募金配分金事業）

- ・赤い羽根共同募金の配分金を活用して、サロン活動費の一部を助成する「モデルサロン活動推進事業」を実施します。ふれあい・いきいきサロンが、さらに市内の各地域に広がっていくよう支援するもので、高齢者のサロンだけでなく、子育て中の親等のサロンも申請が可能です。申請は6月中旬からです。

助 成 内 容		サロン活動に必要な経費の一部を補助。1ヶ所 15,000円
サロンの条件	活 動 内 容	地域での孤立・閉じこもりの防止、健康・生きがいづくり、地域住民との交流や仲間づくり等を目的に、高齢者、子育て中の親等が自由に気軽に集まり楽しく過ごす内容であること。
	対 象 者	地区会、地域住民団体、ボランティア団体など。高齢者、障がい者、子育て中の親等を中心に、地域住民の誰もが参加できるもの。 （当事者のみが参加する子育てサークル等、自主サークルは対象外です）
	実 施 回 数	原則、年6回以上。定期的に開催されるもの。
	参 加 人 数	参加人数（利用者）が5人以上見込めること。

この助成金を活用して、みなさんの地域でも是非、「ふれあい・いきいきサロン」の輪を広げてください。

● さらに、ふれあい・いきいきサロンづくりを支援

サロン活動サポーター養成講座の開催
（5回講座で年間2回実施）

＝ サロンの運営を支援・協力するサポーターの育成 ＝



ふれあいサロン推進講座の開催（2回）

＝ サロン活動を充実するための研修 ＝

講師等の調整に協力します（随時）

＝ サロン運営に協力 ＝

問い合わせは、社会福祉協議会へ

生活福祉資金貸付

生活福祉資金は、他の資金の借り入れが困難な所得の低い世帯や、障がい者がいる世帯が利用できる制度です。また日常生活に療養または介護の必要な65歳以上の高齢者がいる世帯も利用することができます。（*貸付 - 山形県社会福祉協議会）（*受付 - 上山市社会福祉協議会）

更生資金

低所得世帯

障がい者世帯

高齢者世帯

①生業費

新しく事業を始める時の開発資金や事業継続・拡張のための経費

②技能習得費

生業を営み又は就職するための知識・技能を習得するための必要な資金及びその技能習得期間の生計の維持をはかるために必要な経費



福祉資金

低所得世帯

障がい者世帯

高齢者世帯

①福祉費

結婚、出産、葬儀、転居、就職時の支度の経費
住宅を増築・改築・補修・拡張するために必要な経費

②障がい者等福祉用具購入費

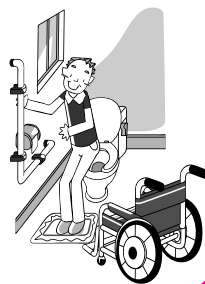
障がい者や高齢者が、日常生活の便宜を図るための高額な福祉用具等の購入等に必要な経費

③障がい者自動車購入費

障がい者又は障がい者と生計を同じくする者が日常生活の便宜を図るために自動車を購入するのに必要な経費

④中国残留邦人等国民年金追納費

国民年金保険料の追納に必要な経費



修学資金

低所得世帯

①修学費

学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校（高等課程・専門課程）へ修学するための授業料等に必要な経費

②就学支度費

修学資金の貸付対象となる学校への入学に際し、その支度のための必要な経費



療養・介護等資金

①療養費

低所得世帯

高齢者世帯

低所得世帯、高齢者の負傷又は疾病の療養及びその療養期間の生計を維持するために必要な経費

②介護等費

低所得世帯

高齢者世帯

障がい者世帯

介護保険の対象となる介護サービスや障がい福祉サービス等を受けるのに必要な経費



離職者支援金

低所得世帯

- ・失業により生計維持が困難となった世帯を対象に生活に要する経費
- ・貸付限度額：月額200,000円以内（単身世帯は100,000円以内）



善意銀行貸付

この貸付制度は、当協議会が独自に運営しているもので、上山市内に居住する世帯で、一時的に収入が足りなく生活の維持が困難になった家庭に貸し付けをおこないます。

貸付限度額	60,000円
貸付期間	貸付月から1年間
据え置き期間	3ヶ月
償還方法	月賦または一括償還
利子	無利子
保証人	必要ありません

* 貸付資金については、お住まいの地区担当民生児童委員または社会福祉協議会にご相談ください

在宅での生活をサポートします!

～社協で利用できる在宅福祉サービス～

● 訪問介護

～日常生活をお手伝いします～

ホームヘルパーがご自宅に訪問し、食事・排泄等の身体介護や洗濯・掃除等の日常生活のお手伝いを行います。要支援・要介護と認定された方を対象としたサービスで、生活などに関する相談などもお受けしています。

● 訪問入浴介護

～自宅で入浴サービスが受けられます～

入浴が困難な寝たきりの方でも、ご自宅で安心して入浴をお楽しみいただけるサービスです。浴槽をご自宅に運び、室内で入浴していただきます。要支援・要介護の方を対象として、身体の清潔や心身機能の向上のお手伝いをします。

● 居宅介護支援

～自宅で生活するための計画づくり～

要支援・要介護と認定された方の介護や福祉サービスの利用に関する相談等をお受けして、その人にあったサービスの調整や手続きを行います。また、一人ひとりにあった介護計画（ケアプラン）をお作りいたします。

● 通所介護（デイサービスはやま）

～1日を楽しく過ごす場所です～

要支援・要介護と認定された方を対象としたデイサービスです。老人福祉センター寿荘（葉山）内にあり、温泉を利用しての入浴、四季に合わせた行事、利用者の好みに合わせた食事の提供等を行っています。定員も10人と小規模なので、家庭的な雰囲気の中で、仲間づくりや生きがいづくりの場としてサービスを提供しています。

在宅福祉サービスを利用してみたいなあ、もっと詳しく聞きたいなあと思った方、お電話ください!

<在宅サービス事業>

訪問介護事業所・訪問入浴介護事業所 ☎ 677-1570

居宅介護支援事業所 ☎ 673-2820

<通所介護サービス事業>

デイサービスはやま ☎ 673-3725

地域包括支援センターのコーナー

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住みなれた地域で、安心して暮らし続けるためのお手伝いをする相談窓口です

介護家族のつどいを開催します

ご家庭で介護をされている家族の皆さんが、地域の公民館等集い、お茶を飲みながら介護の知識や情報を交換して、日々の負担感が少しでも和らぐような茶話会を開催します。

かたぐるしくなく、みんなが気軽に話し合える集いです。当日は、地域包括支援センターの職員が、お茶菓子なども準備してお待ちしています。これから各会場で定期的（1カ月置き）に開催します。日ごろ、介護のことで知りたいことや悩んでいることがありましたら、どうぞ、お一人で抱え込まずに、『介護家族のつどい』においでください。

【5月】	会 場	開 催 日	時 間
	山元地区公民館	5月21日(木)	午後 1:30 ～ 午後 3:00
	中山地区公民館	5月26日(火)	
	働く婦人の家 (本庁地区の方)	5月29日(金)	午後 3:00

【6月】	会 場	開 催 日	時 間
	本庄地区公民館	6月3日(水)	午後 1:30 ～ 午後 3:00
	中川地区公民館	6月5日(金)	
	西郷地区公民館	6月11日(木)	午後 3:00
	宮生地区公民館	6月12日(金)	
	東地区公民館	6月19日(金)	

介護の悩み、不安なこと
少し話してみませんか



申込や予約は必要ありません。
お気軽にご参加ください。

困りごと、心配ごと、ご相談下さい

～上山市ふれあい相談所～

【日程】

- ◎どんなことでも親身になって相談に応じます。
- ◎相談は無料です。
- ◎個人の秘密は固く守ります。
- ◎匿名でもかまいません。

開設時間：毎週木曜日 午前9時～午後3時まで
※無料法律相談は午後1時より4時まで

開設場所：市役所1階市民相談室にて

TEL672-1111 (内線129)

木曜日以外は社会福祉協議会事務局で相談をお受けしています。

社協相談所 TEL673-2750 (午前9時～午後5時)

5月	◎7日	14日	21日	28日	
6月	◎4日	11日	18日	25日	
7月	◎2日	9日	16日	23日	30日
8月	◎6日	13日	20日	27日	
9月	◎3日	10日	17日	24日	

※◎は弁護士による無料法律相談になります。

無料法律相談は予約制です。

当日の方も受付けますが、予約の方を優先します。

予約は社協相談所へどうぞ。

お知らせコーナー

ヘルパーとして活動してみませんか？

臨時ホームヘルパー募集

介護が必要な高齢者等の日常生活を支えるために、資格を活かして働いてみませんか？

■職種及び採用人数

臨時職員 2名

■雇用期間

採用時から平成22年3月末まで

■資格

・介護福祉士又はホームヘルパー2級
(更新あり)

以上の資格をお持ちの方

・運転免許をお持ちの方で仕事に家用車を提供できる方

■勤務形態

週40時間勤務 週休2日

ご加入ください

ボランティア活動保険

ボランティア保険は、ボランティアを行う団体・その会員の方に安心してボランティア活動を行っていただくための保険です。

ボランティア活動中の事故やけが、賠償責任を補償します。

■基本タイプ

A 2600円

B 4200円

C 5900円

■天災タイプ

天災A 4600円

天災B 7700円

天災C 1、1300円

※加入日より平成22年3月31日まで補償
他にボランティア行事用保険(イベントや単発の行事等に対応)や福祉サービス総合補償、送迎サービス補償もありますので、加入希望の方はお問い合わせください。

◆◆ご存じですか？

◆◆寄附金の税制優遇措置◆◆

社会福祉法人などの特定公益増進法人に寄附を行う場合には、税制上の優遇措置があります。

- 個人の方は、所得税に係る「寄附金控除の対象」になっています。
- 法人の場合は、一般の寄附金とは別枠で損金の額に算入することができます。
- 相続や遺贈によって受けた財産を寄附した場合は、その分は相続税の対象外となります。

社会福祉協議会では、税制上の優遇措置となる寄附金をお受けしています。

あったかい心

福祉のまちづくりのために寄附をいただきました。

平成21年2月～5月

「寄附金」

・ごま蔵狸森店 様

・長岡医院職員一同 様

・市内T(匿名希望)

・市内M(匿名希望)

・市内K(匿名希望)

・市内S(匿名希望)

「使用済み切手」

・市内S(匿名希望)

・高野富美子 様

・小松 正明 様

みなさまの善意に感謝いたします。
地域福祉の充実に役立たせていただきます。